

別表

プレ企画謝金等支払基準

1. 謝金支払基準

1) 構成員

時 間	支払額(源泉所得税込)		
	講演・講義	シンポジウム等	グループリーダー
60 分	非構成員の区分による支払額とする。	8,000 円	2,000 円
90 分		12,000 円	3,000 円

(備考)1. 「シンポジウム等」とは、シンポジウム(シンポジスト、コーディネーター)、パネルディスカッション(パネラー、コーディネーター)をいう。

2. 「グループリーダー」とは、ワークショップにおけるグループワークの進行役をいう。

2) 非構成員

区 分		支払額(60 分当たり、源泉所得税込)	
		講演・講義	シンポジウム等
A	大学教授、官公庁局部長級、民間企業役員、著名民間専門家、著名ジャーナリスト、弁護士等、公認会計士	25,000 円	15,000 円
B	大学准教授、短大・高専教授、高校校長、官公庁課長級、民間企業上級管理者層、民間専門研究者	22,500 円	12,500 円
C	大学講師、短大・高専准教授、高校教頭、官公庁課長補佐級、民間企業管理者層、民間一般技術者	20,000 円	10,000 円
D	大学助教・助手、短大講師・助手、高専講師・助手、高校教諭、官公庁係長級、民間企業監督者層、民間一般技能者	17,500 円	7,500 円

(備考)1. 「弁護士等」とは、弁護士、裁判官、検察官をいう。

2. 「シンポジウム等」とは、シンポジウム(シンポジスト、コーディネーター)、パネルディスカッション(パネラー、コーディネーター)をいう。

3. 退職等により現職による適用区分が明らかでない場合、退職する際の職位とする。

4. 支払額の算定に当たっては、60 分当たりの支払額を分割して適用する。その際、100 円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。

2. 交通費等支払基準

1) 構成員

原則として、交通費・宿泊費は支給しない

2) 非構成員

交通費	<ul style="list-style-type: none"> ○最も迅速な順路において低廉な鉄道運賃、航空運賃、バス代、船賃の往復料金とする。 ○鉄道運賃は、普通料金に特別料金(座席指定料金、急行料金、特急料金等)を加えた額とする。 ○やむを得ない事情によりタクシーを利用した場合は、タクシー利用料金を加算することができる。 ○詳細は交通費等の支給に関する細則の規定に準拠する。
宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> ○実費をもって精算する。ただし、その額は1泊 10,000 円を上限とする。 ○詳細は交通費等の支給に関する細則の規定に準拠する。